

第1部

- 1 会議の日時 令和2年11月5日(木)午後2時00分から午後3時20分まで
- 2 会議の場所 千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室
- 3 出席者の氏名
 - (1) 委員
岡部成行 委員、小倉久子 委員、末吉永久 委員、鈴木勝 委員、田中大介 委員、民内順子 委員、松村雅生 委員(五十音順)
 - (2) 事務局
田中正直 審査情報課長、坂井真樹 審査情報課副課長、情報公開班職員
- 4 会議に付した議題
 - (1) 千葉県情報公開推進会議の令和元年度活動実績等について(報告)
 - (2) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について
- 5 議事の概要
議事に入る前に、会議録署名人として、岡部委員を指名した。
 - (1) 千葉県情報公開推進会議の令和元年度活動実績等について(報告)
事務局から、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の令和元年度活動実績等について、次のとおり報告があった。
 - ア 公開の会議の開催状況では、令和元年8月30日に第1回の会議が開かれ、千葉県情報公開条例の改正に関する提言の検討等が行われた。
非公開の会議の開催状況では、平成30年度に提出された16件(申出実人数1名)を審議し、実施機関に是正を求めた事案は15件であった。
 - イ 苦情の検討結果については、15件の是正等の意見があり、主に手続の遅延に対する苦情であった。
 - (2) 開示請求等運用状況について
令和元年度の請求(申出)状況は請求件数915件であった。
なお、請求件数と決定件数との差は、請求件数が開示請求者から申請のあった開示請求書の件数であるのに対して、決定件数が行政文書開示請求に対して決定された文書の件数であるために、1件の行政文書開示請求に対し、複数の決定が行われる場合や決定をする所属が複数になる場合等から、請求件数と決定件数とは、必ずしも一致しないために生じるものである。
実施機関別の決定件数については、資料1-2の表(2)のとおりであった。
請求の処理状況については、令和元年度の請求に対する「開示」の割合は31.8%、「部分開示」の割合は62.1%となっており、その合計は93.9%となっている。

決定件数の各県比較については、資料1-2の表(4)のとおりであった。

不服申立ての状況については、平成元年度の不服申立ての件数は29件となっており、その処理状況については、令和元年度の裁決・決定等は23件であった。

(3) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書(8件)について

事務局から、情報公開制度の運営の改善に関する意見書(以下「意見書」という。)について、次のとおり報告があった。

ア 意見書1について

対象文書をCD-RやDVD-Rで交付する場合にパスワードをかけることは、パスワードを紛失するおそれがあったり、PCにダウンロードしてからでないと利用できないものがあったりするため、開示請求者の希望によるべきであるとの意見である。

(状況等の説明)

電磁的記録をCD-R及びDVD-Rに複製し交付する場合、ファイル持ち出し申請システム上全てパスワードを設定しなければならないことになっている。

これは、どのような文書であっても一律にパスワードを設定することにより、CD-R及びDVD-Rから個人情報が漏えいすることを防止するためである。また、パスワードを紛失した場合は、担当課からパスワードを再度教えているところである。よって、現行のシステムを変更することは適当ではないものと思われる。

イ 意見書2について

意見書2はおおむね下記の(ア)から(エ)の意見が記載されている。

(ア) 情報公開、情報提供及び個人情報開示の開示文書の郵送料を納入通知書で支払えるようにすべきであるとの意見

(イ) 上記(ア)に係る意見に対応した職員のような反民主主義的な官僚を懲戒処分できる制度を構築すべきであるとの意見

(ウ) 再発防止策の策定をするとともに、職員が何でもかんでも推進会議に意見書を出すように述べることで自らが対処することを避けるのではなく、担当課に意見があった場合にはこれを最大限考慮して改善するように現場の気風を改善すべきであるとの意見

(エ) 対象文書が千葉県に対する訴訟で重要な証拠となるものである場合や千葉県の不祥事に係るものである場合でも開示を遅らせたり費用を多く請求したりしないようにすべきであるとの意見

(状況等の説明)

(ア)の意見について、千葉県情報公開条例第19条では「開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。」と規定されている。また、千葉県情報公開条例解釈運用基準では、同条について、「供与に要する費用」とは、交付する文書、図画の写しその他の

物品の作成に要する費用をいう。」と規定されているため、文書の写し等を作成するために要する費用は、県の歳入とすべきものとして納入通知書により支払うことができるのに対して、送付に要する費用は、請求者が自ら支弁すべきものとして県の歳入とする根拠がないことから、納入通知書により支払うことができる性質のものではない。

(イ)の意見について、推進会議は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議する附属機関であるため、懲戒処分等の人事制度に関する意見については調査審議できないものである。

(ウ)の意見について、開示請求者が負担する郵送費用について、県が納入通知書を発行することはできないが、このことについては、意見書提出者に対し、電話で県の考え方を丁寧に説明してきた。今後も引き続き、情報公開制度の運用の改善に関する御意見があれば、制度について分かりやすく説明し、御理解いただけるよう努める。また、改善すべき事項があれば、見直しを含めて検討していくこととなる。

(エ)の意見について、対象となる行政文書の性質によって開示を遅らせたり、費用を多く請求したりすることは行っておらず、条例、規則及び事務取扱要綱に基づき適正に対応している。

ウ 意見書3について

千葉県情報公開条例第2条第2項第3号、千葉県議会条例第2条第3号、千葉県個人情報保護条例第2条第5号ハにより、議事録等の作成のために一時的に作成された録音等の電磁的記録を一律に適用除外することは、開示請求権、知る権利を侵害する不当なものであり、ほとんどの自治体はこれらに相当する規定を有していないから、同各規定は削除すべきであるとの意見である。

(状況等の説明)

「組織的に用いる」電磁的記録の中には、文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成されたものもあり、そのような電磁的記録については、文書又は図画の作成後に廃棄あるいは上書きされるのが通常である。そのため、これらは行政文書から除くことが適切であり、千葉県情報公開条例第2条第2項第3号、千葉県議会条例第2条第3号の改正は適当ではない。

具体的には「千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設及び同項第3号の電磁的記録を定める規則」により、①会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録、②データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録が、行政文書に当たらないものとして定められている。

なお、文書又は図画の作成後において、電磁的記録を組織として利用又は保存する場合には、第3号には該当しない。

また、千葉県個人情報保護条例の改正に関する意見が提出されているが、推進会議は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議する附属機関であるため、個人情報保護の制度の改善に関する意見については調査審議できないものである。

エ 意見書4について

意見書4はおおむね下記の（ア）から（オ）の意見が記載されている。

（ア）千葉県情報公開条例第2条第2項第1号及び第2号、千葉県議会条例第2条第1号及び第2号、千葉県個人情報保護条例第2条第5号イロによる適用除外規定の解釈が、不当に拡大されている。県の文書館、博物館その他規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものと同じ内容であれば適用除外されてしまっているが、特別の管理がされているものそのものが開示請求された場合についてのみ適用除外できるものであるというべきであるとの意見

（イ）文書館は行政資料について、来館者に郵送料とコピー代を負担させるという条件で、職員がコピーした上で複写物を郵送することができるようにするべきであるとの意見

（ウ）文書館等において閲覧・複写が可能である文書が請求対象文書に含まれていた場合は、その旨を、遅くとも決定通知書の時点で請求者に教示すべきであるとの意見

（エ）ホームページへの掲載情報を適用除外とみなすことは条例の趣旨に合致しているとはいえ、開示請求の対象として特定の上、全部開示すべきであるとの意見

（オ）ホームページに掲載されている情報が請求対象文書に含まれていた場合は、その旨を、遅くとも決定通知書の時点で請求者に教示すべきであるとの意見

（状況等の説明）

（ア）の意見について、条例の解釈の妥当性については、審査請求が行われた場合に情報公開審査会により判断されることであるため、推進会議において検討することは適当ではないものである。

（イ）の意見について、文書館が新型コロナウイルス感染症の影響で休館したことを契機に、複写の範囲が明確で仕上がりがない場合に限り、文書館で所蔵の行政資料の複写物を送付するサービスを始めている。

（ウ）及び（オ）の意見について、開示請求が行われる前や、開示請求が行われた時点で、請求内容に係る情報が文書館及びホームページで閲覧及び情報提供できる情報であれば、開示請求者に案内するようにしている。また、文書館において閲覧・複写できる文書について、適用除外により不開示決定が行われた場合、不開示理由の記載において、文書館で閲覧・複写ができる旨を説明することとしている。

（エ）の意見について、ホームページに掲載されている情報については、開示請求者にその旨を伝え、それでもなお開示請求をするのであれば、行政文書として特定し、

全部を開示する旨の決定を行っている。

オ 意見書5について

個人情報の取扱いに関する苦情の受付について、千葉県個人情報保護条例第50条の規定により、実施機関が対応することとされているが、実施機関においても、審査情報課個人情報保護班においても、実態としては恣意的に苦情が受け付けられず、改善されないため、推進会議の権限として、個人情報保護の取扱いに関する苦情申出や改善の意見に対応することを加えるべきであるとの意見である。

(状況等の説明)

推進会議は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議する附属機関であるため、個人情報保護に関する苦情申出や制度の改善に関する意見については調査審議できないものである。

カ 意見書6について

千葉県情報公開条例第3条後段の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」ということ自体は正当であるが、同規定を濫用することにより、行政の不都合な情報の隠蔽を正当化する温床となっているため、同条前段及び千葉県議会情報公開条例第3条前段の「開示を請求する権利を十分尊重する」を「開示を請求する権利を最大限に尊重する」に改正すべきである。

千葉県個人情報保護条例第3条の規定においても同様であるとの意見である。

(状況等の説明)

「開示を請求する権利を十分尊重する」とは、千葉県情報公開条例の基本理念である原則開示の精神を表わしたものであり、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が第8条各号の不開示情報のいずれかに該当するかどうかの判断は、原則開示の精神に照らして適正に行わなければならないものであって、同条各号に該当しない限り、行政文書は開示される。

よって、千葉県情報公開条例第3条及び千葉県議会情報公開条例第3条に問題はない。

また、千葉県個人情報保護条例の改正に関する意見が提出されているが、推進会議は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議する附属機関であるため、個人情報保護の制度の改善に関する意見については調査審議できないものである。

キ 意見書7について

行政不服審査法に基づく併合の通知について、標準処理期間に類するものを独自に定めた上で、同期間を超過した場合には、理由や事案を報告して公表すべきであるとの意見である。

(状況等の説明)

審査請求に係る審理手続の併合は、審理の迅速かつ円滑な進行及び手続経済の観点から行われるものであることから、審査請求書の受付から裁決までの間に、速やかに判断される必要がある。

一方で、審理手続の併合は、行政不服審査法第39条の規定により、審査庁が必要があると認める場合に行われるものであって、個々の審査請求事案の相互の関連、各手続の進行状況等に照らし、必要に応じて判断されるものであるため、審理手続の併合までの標準的な処理期間を定めることは適切ではない。

なお、審査会への諮問、弁明書の副本の送付については、要綱において標準的な処理期間が定められており、これにより迅速かつ円滑な審理手続を促すための規定は既に定められていると考えられる。

ク 意見書8について

公文書管理条例を千葉県でも早急に制定すべきであるとの意見である。

(状況等の説明)

公文書は県民共有の知的資源であり、適正に管理を行う必要があることから、県では行政文書管理規則などにおいて必要な事項を定め、その徹底を図っている。

一方、国においても現在、公文書管理の適正の確保のための取組を進めているところであり、県としても、公文書のより体系的・効率的な管理などのため、国や他の都道府県の動向を注視しながら、文書管理のあり方を考えているところである。

ケ 検討

(ア) 意見書1について

松村会長 委員の皆様から御質問、御意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

では、私の方からですけれども、この取扱いについて、ちょっとかなり違和感がありましてですね。他の自治体の取扱いについてはどうなっていますか。

事務局 他の自治体、例えば関東の近県、例えば東京都であるとか、埼玉県であるとか近県の担当者の方に尋ねましたところ、こういった一律にパスワードを設定するというシステムがないということであり、電磁的記録を対象文書として交付する場合は、パスワードを設定するか否かは、その担当課の判断による、ということでした。ただ千葉県としては、ある文書ではパスワードを設定して、ある文書ではパスワードを設定しないということをしなすと、個人情報を含む電磁的な記録についてパスワードの設定漏れが起きるといった危険性もございまして、やはり厳格に個人情報を保護する、という観点から、こういった一律のパスワード設定をするというシステムを導入してい

るところです。

松村会長 開示、あるもともとの文書、情報があって、開示できる部分を請求者に渡すわけですよ。

事務局 はい。

松村会長 したがって、その中では不開示部分、不開示とすべき個人情報とか企業秘密等は消されているもので、それを電磁媒体で渡すということですよ。

事務局 はい。

松村会長 ということなので、なぜそれにパスワードを掛けることが必要なのかというのが全く理解できないんですよ。そこで、気になってちょっと2、3自治体に聞いてみたんですけども、まず、質問の意味が分からない。「何を言ってるんですか。」と言うんです。不開示情報を消した情報を相手に渡すということですから、不開示とすべき個人情報とかが入ってる訳がないんですよ。それにパスワードをつけるという意味が全く分からない、ということなんです。そのところが、今の説明の、個人情報を保護するためにそういうことをやっているという理屈がまず分からない。システム上そうなっているということであれば、システムの変更をできるのか、できないのか、という問題になると思うんですけども、その点はどうなんですか。

末吉委員 質問しても良いですか。

松村会長 どうぞ。

末吉委員 他者の個人情報とかは消されているのかなと思うんですが、請求者の方の個人情報は請求者なので、ものによっては載ったままになるのかなと思うんですが、その辺はどうなってるんですかね。

事務局 今の御質問についてですけども、情報公開条例というものが、何人に対しても同じ決定を行うというものになりますので、開示請求者の情報が仮にその対象文書の中に含まれていたとしても、黒塗りになっております。

末吉委員 なるほど。そうすると、開示請求者の個人情報が載ることもないということなわけですかね。

事務局 はい。そのように考えられます。

末吉委員 分かりました。

松村会長 だから、個人情報が漏えいするからって言って、例えば、仮に間違っただけの場合を心配しているっていうんだったら、現に間違っただけでももう渡しちゃってるわけでしょう。

事務局 はい。

松村会長　　そういうことはあってはならないんですけれども、渡しちゃってるわけなんですよ。

事務局　　はい。

松村会長　　そのときにパスワードをつければじゃあそれが消えるかといったら消えない、それとは関係ないでしょう。間違っただけで渡してしまったら、それはそれで問題が起こるわけですから、パスワードをつけることと全く関係ないんですよ。だから、事務局が今おっしゃってることは全然理屈が通らない。現に私が知っている限りでは一切そういうことをやっているところはない。だから、時々ですね、自治体とやり取りしていて、不必要なものについてもパスワードがついてくることがあるんですよ。それで、聞くと「いや本当はつけないんだけど、システム上みんなパスワードがつく仕組みになっているんです。」とか言われるけれども、そういう問題なのか、本気でそういう個人情報等が漏えいするから、ということをおっしゃっているのか、後者だったら全く理屈がわからない。

小倉委員　　小倉でございます。よろしいでしょうか。

事務局　　はい。

小倉委員　　あの、パスワードをつけるというのは、情報公開のこと以前の一般的な電子ファイルのやり取りのルールというか、そういうことで、本当に読むべき人以外の人のみだりに開くことができないようにという配慮で、不必要と思われるような添付ファイルでも今はパスワードが設定されるのが常識になっていると思われま。それは自治体だけでなく、企業のメールでのやり取りでも、今はほとんどパスワード付きの添付ファイルが送られておりますし、これは煩雑だというのは正直ありますが、必要なことではないかなと私は考えます。

松村会長　　よろしいですか。情報公開条例で、対象文書を開示するということにはですね、公にすることにより、という言葉が使われているんですね。したがって、開示をするということは、何でもオープンにしますよということが出来る情報という整理をされているんですよ。ですから、多くの自治体がそういう外に出るものについては、情報にはパスワード、暗号をつけようという仕組みを取っている中で、情報公開で開示するときだけはですね、そういうパスワードをつけない形で渡していると私は理解しているんですよ。なぜ、千葉県だけがそういうことをやっているのか、個人情報を守るというところは、そもそもそこを除いて開示しているわけだから、パスワードをつける意味が全くないんですよ。だから、全然そのおっしゃっている意味が分

からないんです。そのところは、仮に一律に電磁情報についてはパスワードをつけるという仕組みが掛かっているということであれば、そういう情報公開に基づく開示だけは、それが除かれるような、他の都道府県では、あるいは市区町村ではやっていますから、そういう仕組みにする方がむしろ正当なやり方じゃないかと私は思うんですけどね。

事務局 一応条例上はやはり何人も開示請求ができて、それに対して条例上公にできるものを公にしているということではあるんですが、ただ一方で、県として積極的に公式に出しているものではなく、やはり開示請求に対応して出したものでもありますし、先ほど松村会長がおっしゃったような、間違っただけのマスキングをしてしまったものについて、請求者が紛失してしまうというケースも否定はできません。そういったリスクを完全になくすという意味で、やはり個人情報を保護するとか、その他不開示情報を間違っただけのマスキングをしてしまったという最悪の場合の危険性を防ぐという意味でも、やはりパスワードというのは必要ではないかなと。

松村会長 おっしゃっていることは全然意味をなしてないでしょう。本人に間違っただけの個人情報がついてる文書情報を渡しちゃってて、パスワードも渡しているわけでしょう。

末吉委員 今県の方がおっしゃったのは、その方が紛失してしまったときのことをおっしゃっていました。

松村会長 いや、そうしたらね。じゃあ文書で出すときだって間違っただけがあるわけだから、文書で出して、文書を紛失したら、パスワードはついていないですよ。

末吉委員 もちろんそうですけれども、電磁的記録の方がより広く流れやすいという、一応、そういうお考えなのかなとは思いますが。

松村会長 全然理解できない。だから、それはもう一度。おっしゃっている理屈が全然分からないですね。はっきり言って。

それからこれは意見として処理しておりますけれども、考え方によっては、苦情として処理するという考え方もあると思うんですけどね。

事務局 これをですか。

松村会長 現にこの方は、そういう経験を受けたということを書いておられますのでね。だから、問題の裏に制度問題があったとしても、現実には不利益が発生していれば、苦情という整理をしても良いわけですよ。

事務局 この方としては意見書として提出しておりますし、こういったパ

スワードを一律に設定するのかどうかという制度面に関することに言及しておりますので、やはり意見として処理することが適切ではないかなと考えています。

松村会長 意見だとするとね、我々が議論しっぱなしでね、結論が出ないわけですよ、結論をどうするということにならないわけですよ。だから、そういうことにならないように、例えば意見という形で出た場合でも、苦情の内容であるものは苦情として取り上げて、きちっと結論をつけようと、そういう仕組みを作ったわけでしょう。しかも、事務局がおっしゃっていることが、わからない理屈をおっしゃっていて、他の都道府県で全然やってないようなことをやっているのをね、そのまま聞いて終わりにしますというのは、ちょっと理解できないですよ。まあ、こればかり議論している訳にもいかないので、元のところをね、しかも少し前からなんて書いてありますよね。だからその辺の事情を調べて、前はどうしていたのか、あるいは少し前からというのはどの段階からそうなったのか、それから情報システム上出ていくものは一律に掛かっちゃってということだったら、他の都道府県みたいに情報公開の開示だけは外すという手続は取れないのか、あるいは苦情として処理できないのか、そういうことも含めてね、次回にもう一度説明していただけないかな。

事務局 今のように御意見に対して、事務局の考え方で御了解が得られない、またお話のように少し調査が必要ではないかということであり、この件については次回までにもう一度整理する必要があるということであれば、そのように了解いたします。

松村会長 よろしくお願いします。

事務局 はい。

松村会長 まあ、今言ったようなことをね、少し調べてもらって、他の都道府県では、一律にはやっていないけれども、担当課に任せているみたいなやり取りがあったんですけども、担当課でやっているということが果たしてあるんだろうかと私は思っているんですよ。多分ないだろうと思うんですけどね。もしやってるんだったら、そのやり方とか理屈もちょっとね。気付いてもらえればありがたいんですけども。ちょっとこのままだと。やはり、常識的に考えないと、と思えますけどね。現にその他の自治体にこれを説明するときに、なかなか理解してもらえなかったの。一番始めからそういうことではあるんですが、そこのところ、出た意見も踏まえてもう一度次回にですね、調査していただいて、再提出をお願いをいたします。まあ、苦情とし

て処理することもあり得るんじゃないかなと思いますけどね。

(イ) 意見書2について

松村会長 委員の皆様から御質問、御意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

末吉委員 よろしいでしょうか。

松村会長 どうぞ。

末吉委員 現状のこのやり方について、この時点で何かおかしいことは正直なかったんじゃないかなと思うので、対応自体に問題があったとは思わないんですけども、今後のこととして、郵送料を納入通知書によって支払うように変えていくことはできないのかなと。実際にそれをやっている自治体もあるわけですから。それですという方向ができないのかということは、検討していただいた方が良いんじゃないかなというふうに考えています。

松村会長 いかがですか。事務局の方。

事務局 先ほど解釈運用基準で御紹介しましたとおり、供与に要する費用ということについては、物品の作成に要する費用ということで、CD-Rであったり紙の写しを作成したりする費用というように考えております。また、名古屋市を意見提出者の方が例として挙げているんですけども、名古屋市の情報公開条例を確認しますと、名古屋市の方では、送付に要する費用を負担しなければならないということを確認して規定しておりまして、そうしますと、名古屋市の方では市の歳入とする根拠があるものと考えられます。ですので、千葉県の方では、こういった対応は、なかなかできないのではないかなと考えております。

末吉委員 供与に要する費用でしたっけ。その言葉の解釈として、今はその作成する費用だけというふうに解釈しているようですけども、文面から言っても、送料をですね、含められないというものではないと思うんですね。そういう意味で、ここにこの解釈自体を変更して納入通知書で支払えるようにするという事は、特に不可能なことではないと思いますし、少なくとも情報公開に資するのではないかなと思うので、御検討いただいた方が良いのではないかなと思うのですが。

松村会長 他の委員はいかがですか。実は私も末吉委員と同じくですね、物品の供与に要する費用というのが、県の解釈では、送付料は入っていないというふうに理解しているんですけども、言葉によっては、解釈によっては入り得ると思われまして。県のやり方が中途半端なんですよ、はっきり言って。名古屋みたいに、作成費用と送付費用を負担

させるということで、その請求書で全部やっちゃうというやり方と、国みたいにですね、負担させるのは手数料ということで、手数料は作成等、検査費用等々となっていて、送付というのは政省令で決めちゃってるんですね。切手を送って送付してもらうことができるというところできちっと明確にしているんですよ。ところが千葉県の場合は、供与に要する費用という曖昧な条例上の条文をもって、それを送付料は入らないという解釈をしていて、送付については、事務取扱要綱でやっちゃってる。規則でやってないんですよ、だから中途半端なんですよ、はっきり言ってね。だから、一遍にやってもらった方が確かに良いわけだし、送付で受け取りたいという方もかなりおられると思うんですよ。であれば、今末吉委員がおっしゃっているように、この供与に要する費用という解釈でなんとかやれないかということ、あるいは、どうしてもやれないということであれば、次の条例改正の機会には少なくとも対応するとかですね、そういう前向きな対応というのをやはりやって良いんじゃないかなと思ったんですけれども。

事務局 現在、直接に窓口の方に来庁して行政文書の写しを受け取る方というのも実際いらっしゃいまして、そういった方の場合ですと、当然そこにいらっしゃるための電車の運賃代とか切符代、そういったものについては、当然県の方で負担する理由はないものでございます。同様に、それを置き換えたものが、郵便切手であるとか郵送料になってきますので、交通費用とかそういったものを千葉県の方で負担する理由がないのと同様に、やはり郵送費用を負担するという理由はなかなか説明がしにくいものと考えており、現状ではそういったことは不適當ではないかと整理しております。

松村会長 でも名古屋市辺りは条例でちゃんと、送料についても負担と書いているじゃないですか。

末吉委員 そもそも県が負担するという話ではないですよ。

事務局 県が負担するというものではないんですが、一度納入通知書により入れるというのが、県の財布に一旦入って、県のものに一旦なる訳です。それについてはやはりちゃんとした理由というのが必要になっておりまして。

末吉委員 それは別のところから支出するからじゃないんですか。

事務局 最後は支出するんですけれども、その辺りが、先ほどの交通費用と並べて、それを県の財布を一度通過するというところが、理由として説明しにくいのではないかと千葉県の方では現在考えており、そこ

は名古屋市の考え方とは異なる部分になると思うんですが。

松村会長 だから、要するに、送付させるという作業を県の方に押し付けるわけですよ。

事務局 はい。

松村会長 だから、その分の負担は県民が負担するんだよという条例を名古屋市みたいにね、置いてもおかしくはないし、あるいは場合によっては、解釈でできればもっと手っ取り早い。どのくらいですかね、送付を求められる割合というのは。おおざっぱで良いですが。かなりありますか。

事務局 具体的な件数を今御用意していなくて申し訳ないんですが、送付を希望するという欄があって、それを希望される方はよくいらっしゃるとい印象はございます。

松村会長 千葉県も何人も、という条例改正をやったじゃないですか、だから全国から開示請求がくるという可能性も広がったわけだし、これを機会にね、そういう送付ということも可能性としては広がっているから、より前向きに対応するということもあり得るんじゃないかなと思うんですよ。

事務局 かしこまりました。そういった御意見としては参考にさせていただきます。

松村会長 だから、情報公開を受けやすくするためには、何人もというふうに広げたこともあるし、この現行条例で解釈する、あるいは名古屋市みたいにもう条例上、条例改正の機会に条例改正しなきゃだめだということであれば、じゃあその機会には対応を前向きに考えていただいても良いんじゃないかと。これでも先ほどおっしゃったように、それは負担を義務付けるという、そういう義務付けができないということなのかどうかは、名古屋市の例もあるし、慎重に考えても良いんじゃないかなというふうに思いますけどね。

事務局 はい。

小倉委員 あ、質問ですが、よろしいでしょうか。

松村会長 どうぞ。

小倉委員 情報提供に使用するCD-Rは、これは納付書で支払うというか、それは可能なのでしょうか。

事務局 そうですね、CD-Rも先ほどの行政文書の写しになりますので、そういったものについては、納入通知書で対応することもあります。開示請求者から求めがあれば対応することとしております。

小倉委員 では、それは例えば請求者の方が、必要なものを県の方で一応立て

替えて買うというか、そういう形なので納付書での納付が可能というのであれば、送付するのに必要なレターパックライトを県がまず買っておいて、その費用を納付書で支払うというのと変わりはないというふうに思うんですが。

事務局　今回はレターパックライトが問題にはなっていないんですけども、その他いろいろ切手という方法もございますし、それをあらかじめ買いためておくということではなくて、やはりその文書の量とかそういうものと照らし合わせて、その時々でこちらの方で、開示請求者から受け取った料金を使って購入しているという流れになっております。

小倉委員　買いためておこうがおくまいが、その都度買うにしろ変わりはないのではないのでしょうか。県がまずあらかじめ代行してその費用を後ほど送付書で送付するという流れで、逆にその送付の部分だけ切手を買うなりレターパックを買うなりという部分だけを切り取るのはかえって不自然のように思いますが。

松村会長　今の県の考え方は、CDを買ってそのCDの中に情報を落とし込むということは、あくまでも供与のための作業の一環なんだと。それをレターパック、たしかに買ってそれで送るとするのは今度は送付だからその供与に要する費用とは別だという解釈をされているわけですね。でも、かなりちよっところ中途半端というか、抽象的な言葉なので、小倉委員おっしゃるように解釈でそこまでいっても良いんじゃないか、という意見も十分あり得るのかなと思いますけどね。ただ、私も昔役所で会計課長なんてやりましたけれども、大体解釈が堅いところでして、なかなか解釈の変更はやってくれないかもしれませんがね。そこはでも考え方としては、前向きに解釈をする、あるいはどうしてもだめだったら、条例改正の機会には、そういうことじゃいけないのか検討してもらおう、というようなことでしょうかね。

末吉委員　田中先生も何か御意見があるようですね。

松村会長　どうぞ。

田中委員　私は皆さんの意見を聞いていて、最初末吉委員がおっしゃられたように、供与に要する費用のところは費用を読み込めるんじゃないかなというふうに今皆さんの意見を聞いていて思いました。要するというのと、供与というのがどこまでが供与というふうに考えるかという、手元に届くまでというところにいけば、解釈でいけるのかなというふうには思ったんですが、あとはほかに供与に要する費用

と書いているところとの整合性はチェックしなきゃいけないとは思いますが、単体で見ると、解釈及び運用の方を変えるという考え方も十分あるのかなというふうに考えました。

松村会長 いろいろ御意見いただきましたので、できるだけ情報公開制度が請求者に便利のように、前向きな解釈あるいは制度改正等に取り組んでほしいという委員の意見だったということで締めくくりたいと思います。

(ウ) 意見書3について

松村会長 国の情報公開制度を作るときにはですね、当時の情報公開条例で決裁供覧文書という縛りがあったのを、組織共用文書という形で広げたと。とにかく情報公開制度に乗っかる土俵というのはできるだけ広くしようと。開示が不都合なものは不開示情報で済む議論で片付けていこうという考え方を取ったんですね。ところがこういう一時的な文書、まあ個人情報の方はそういう規定がありますけれども、情報公開制度では、情報公開法ではそういうのは置かなかつたんですけれども、調べていただいたところでは、他の自治体でも少しあるんですかね、同じような規定が。

事務局 そうですね、他県の条例を確認したところ、神奈川県や徳島県、大分県等では確認ができております。

松村会長 自治体は審査会なんかをやってみてね、対象として出てくることがあるんですけども、録音テープとかね。一応対象だからいろいろ議論するんですけども、まあ多くは不開示になるんですが、中には出せる部分もあるんじゃないかという議論で、大変苦労している部分です。委員の皆様方の御意見いかがでしょうか。よろしいですか。これについてですね、立法政策として従来こういう形で外しておくことについて、今の段階で推進会議としてですね、どうした方が良いというのはちょっと難しいかなと思います。

(エ) 意見書4について

松村会長 委員の先生方からの御意見、御質問ございますか。特にございませつか。おおむね妥当な解釈、対応がなされているのかなと思います。

(オ) 意見書5について

松村会長 委員の皆様から御質問等ございますか。よろしいでしょうか。この情報公開推進会議自体がですね、かなり特殊な事情があつて、他県にないような制度ができたということで、個人情報保護制度についてのそういう意見等があれば、それは県政一般に対する知事への手紙なんてあるのかな。

事務局 はい、ございます。

松村会長 そういう形でやってもらうしかないということですよ。

(カ) 意見書6について

松村会長 委員の皆様からの御質問、御意見ございますか。よろしいですか。情報公開法を作る場合にも、目的規定に知る権利を書くとか書かないとかで大論争やったんですけども、結局目的規定に書いてあるうがなかろうが、不開示情報の規定のところを厳格に解釈するというところはやはり一緒だということなんです。情報公開法も知る権利というのを目的規定に書かなかったんですが、それに類した議論かと思えますけれどもね。不開示情報のところを厳格に解釈していくということに尽きる気がいたします。

(キ) 意見書7について

松村会長 御質問、御意見等ございますでしょうか。どうしてこの意見が出てきているのかよく分からないのですが、審査請求から諮問までの標準処理期間というのは定まっていますし、あるいは答申から裁決までの処理期間というのも別途定まっていますね。それから、審査請求から諮問までの45日間という標準処理期間の中に併合というような手続が入ってくると思うんですけども、審査請求から諮問までの標準処理期間を大幅に超えたときに、審理手続の併合、余り関係ないと思うんですけども、よく分からないですけども、そういうことが関係しているということであれば、そういうときに議論になるということでしょうね。併合というのはむしろ審理をまとめて迅速に効率的に行うという意味だから、むしろ進める方向のはずですけれどもね。

事務局 はい。

松村会長 だから、具体的な事案で併合について、そのために標準処理期間を大幅にオーバーするようなケースが出てきたらね、それはそれでまた別個の問題になるんじゃないかと思えますけどね。今までの標準処理期間を作るというのの議論とはちょっと違うかなと思います。

(ク) 意見書8について

松村会長 御質問、御意見等ございますでしょうか。国の方では公文書管理法を作ったんですけども、またいろいろと問題が発生してますが、それでも最近、当初は公文書管理法の中に地方公共団体も公文書管理条例の制定を促進せよという、努めてくださいという条文が入っているんですけども、最近少しずつ広がってきていますよね。外国の場合、例えばアメリカとかイギリスの場合は公文書管理法というの

が情報公開制度より10年、半世紀前にできているんですね。公文書管理というのがルールとしてきちっと定まった上で情報公開法ができたから、都合が悪いものはどうしようなんていうことがないんですけども、日本の場合は情報公開法の後に、10年後に公文書管理法ができたので、公文書管理というのがかちつとしたものとしてどうも、まだ一式としても手続としても固まってないもので、いろいろと問題が発生しているんですが、やはり情報公開制度にさらされながら、やはり情報公開制度をより良くしていこうという観点から、公文書管理制度、特に内部規則ではなくて、県民に対して義務を負う形の制度というのは進めてもらいたいなと私は思っているし、多分推進会議としてもそう思うということだろうと思いますけどね。感想的なことを申し上げれば。

それでは、以上をもちまして第1部を終了いたしたいと思います。いろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。

最後に慣例によりまして、傍聴人の方の御希望があれば御意見を述べる時間を少し取りたいと思いますがいかがでしょうか。

傍聴人 傍聴人です。意見を述べる機会を与えていただきありがとうございます。本当に実のある会議で、単なる各委員の意見表明にとどまらず、議論が行われていたので、私はすごく今感動しています。私が述べたいことは2点あります。まず、1点目なのですが、これは要望で、次回会議の期日の目安をこの場で発表していただければ非常にありがたいというふうに考えていて、関連して、その正式発表のウェブが今回本日11月5日開催ということだったんですけど、ウェブではちょうど1週間前の10月29日に公表になっているので、開催が正式決定した場合は、もうちょい早めに開示していただけたらありがたいと思っています。これはちょうど1年前のこの会議の傍聴人の意見、昨年8月30日に傍聴人の意見があったかと思うんですけども、今のところは変更がないようなので改めまして当日次回の期日を発表できるのであればしていただく。その際は詳しい日にちではないんですけども、何月頃とか何か月後という目安だけでも構わないし、それで正式な日程が決まったら、1週間前ではなく1か月とか、まあ早めに、結局ウェブでもこないと見れないようになっているので、日程調整等もあるので、早めにお知らせいただけたらありがたいなというふうに感じています。これが大きく1点目です。

2点目については、条例の27条の2の第2項というところで、何

人も情報公開制度の運営の改善に関する意見を、推進会議に対して述べるができるという定めがございます。私冒頭で申したように会議が行われてすごく感動したんですけれども、できればこの意見が出されたときに最終決定ではなくても構わないんですけれども、会議の委員の方々の賛否若しくは賛否自体を秘匿するという、その言明というか、それは各意見ごとにあつたら非常にありがたいなというふうに感じております。活発に賛同を示される委員もいらっしゃいましたし、まあ否定的な方もいらっしゃいましたし、第三のアクターとして事務局の方も活発に意見を述べておられました、じゃあこれを聞いて、現時点で、委員の方はどのように感じられたのかというのが各意見の最後に発表していただけると、さらにこちらからまた意見を県民から述べたいときに、あ、これは容認されそうな感じだ、とか、これは容認されないな、という感じも分かりますので、次回以降の意見を書くときの参考になりますので、是非、賛否若しくは賛否自体を秘匿するというのを各意見ごとに表明していただけたらありがたいなというふうに思います。以上2点です。本日はどうもありがとうございました。

松村会長 伝統的にはですね、傍聴人の御意見はお伺いして今後活かしていくというふうなことなんですけれども、あえて私も感想を申し上げますとね、1週間前というのはね、やはりちょっとねスケジュールがありますから、まあ事務局と御相談してもう少し早めに御案内できれば良いかなと思います。

傍聴人 ありがとうございます。

松村会長 取りあえず私の考えと。後はですね、個々人の意見をどう明らかにするかというのは、裁決をするような組織ではないので、皆でこう意見を言い合って、いろいろ知恵を出していくという態様かなと思っております。私はできるだけ多くの委員に質問意見を出してもらいたいということで誘導していると思うんですけれども、その割には自分でしゃべっています。できるだけですね、多くの委員が質問意見を出しやすいように、私なりには運営に努力していきたいなと思っております。あまり感想的なことは言うのが良いのかは分かりませんが、取りあえずいただいた、2つの意見については、そういうふうに思っております。以上です。

傍聴人 ありがとうございます。

松村会長 どうも、御苦勞様でした。